

令和6年12月12日

**自転車用ヘルメットの安全性を示すマークについて
—消費者庁が自転車用ヘルメットを標ぼうする商品に関する
措置命令を実施—**

1. 自転車用ヘルメットを標ぼうする商品の不当表示と消費者庁が行った措置命令について

消費者庁では、令和6年12月10日及び同月11日、インターネット上で自転車用ヘルメットを標ぼうする商品を販売する事業者3社に対し、これら事業者が景品表示法に違反する不当表示（優良誤認表示）を行ったことから、措置命令を行いました¹。

不当表示の内容は、自転車用ヘルメットに係る欧州の安全規格又は安全基準に適合するものであるかのように示す表示が行われていたにもかかわらず、実際には、これらの規格又は基準に適合するものではなかったというものです。

2. 自転車用ヘルメットの安全性を示すマーク・規格について

自転車用ヘルメットには、自転車運転時の事故の際に頭部を保護する重要な役割があり、令和5年4月から着用が努力義務化されています²。

我が国においては、現時点で、乗車用ヘルメット（バイク用ヘルメット）と異なり、自転車用ヘルメットに対する法令による規格・基準はありませんが、民間機関・団体による安全規格や安全基準が存在します。また、外国における法令や民間の安全規格や安全基準への適合をうたう製品も輸入・販売されています。

自転車用ヘルメットの安全性を示すマークには様々なものがありますが、代表的なものとして、SGマーク、JCF公認／推奨マーク、CEマークなどが挙げられます（図）。これらのマークが要求する安全性を満たすためには、いずれも、視界確保試験、衝撃吸収試験、あご紐等による保持システムの規格適合試験・強度試験・

¹ 消費者庁（令和6年12月12日）「自転車用ヘルメットを標ぼうする商品の販売事業者3社に対する景品表示法に基づく措置命令について」

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/040302/index.html>

² 道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の11

安定性試験、耐久性試験など、極めて厳格なテストに加え、視界確保やヘルメットの保持装置に関する基準をクリアする必要があります。

マーク・規格				
	SG	JCF公認/推奨	CE	CPSC
国等	 日本	 日本	 欧州連合	 アメリカ合衆国
規格・基準作成機関	一般財団法人 製品安全協会（CPSA）	公益財団法人日本自転車 競技連盟（JCF）	欧州標準化委員会 （CEN）	米国消費者製品安全 委員会（CPSC）
趣旨等	- 製品安全協会の定める安全規格に適合し、認証された製品を示すもの - マークの取得には、製品安全協会の認証を受ける必要	- JCFの競技規則・ヘルメットの公認/推奨要領等に適合していることを示すもの - マークの取得には、JCFの審査が必要	- EU加盟国で使用される製品の安全規格を示すもの - EU域内では、CEマークを貼付しなければならない	- CPSCが定める安全規格 - 当該規格に適合しないものは米国内で販売できない
その他	協会ウェブサイトにおいてSGマーク付き製品の紹介を実施	公認/推奨ヘルメットはJCFのウェブサイトで公開されている	○「EN1078」：自転車用ヘルメットの安全規格 ×「EN812」：軽作業用保護帽の安全規格	自転車用ヘルメットの安全規格名称は「16 CFR Part1203」

図：主な自転車用ヘルメットに関する安全性を示すマーク・規格

CEマークはEUの法令等に基づく安全規格に合致した製品であることを示すマークです。事業者が安全規格への合致を証明する方法として、事業者において製品に適用される指令・規格に従って適合性評価を実施し、自己適合宣言を行うことで、CEマークを付すこととされています。

なお、米国においても米国消費者製品安全委員会（CPSC）にて安全規格が定められており、自転車用ヘルメットに表示する内容も定められています。

SGマークとJCF公認／推奨マークに関しては、日本の団体等が安全規格等を作成しており、SGマークは、（一財）製品安全協会の認証を受けた製品に、JCF公認／推奨マークは、（公財）日本自転車競技連盟の審査を受けた製品にマークが付されます。

また、SGマークに関しては、（一財）製品安全協会の安全規格への適合の証明だけでなく、事故が起きた場合の賠償制度が設けられていることにも特徴があり、SGマーク付き製品の欠陥により人身事故が発生し、当該欠陥と人身事故との間に因果関係が認められる場合には、被害者一人につき最高1億円の賠償措置が同協会から行われる制度となっています。

3. 自転車用ヘルメットのマークに関する相談事例

全国の消費生活センター等には、消費者から以下のような相談が寄せられています。

【事例 1】

「ネット通販で自転車のヘルメットを購入した。広告には海外の製品安全の認証マークのCEマークとCPSCマークがついているとの表示があったが、届いたものにはついていなかった。」

【事例 2】

「ネット通販で安全基準認証済の自転車用ヘルメットを購入した。商品紹介には【CE安全基準認証済、自転車用ヘルメット】と表示があったが、商品到着後に表示を確認すると、EN812という産業用ヘルメットの規格であり、自転車ヘルメットの規格EN1078ではなかった。」

4. 消費者へのアドバイス

自転車用ヘルメットを購入する際は、以下のポイントを参考にしましょう。

- (1) 作業用ヘルメットなどではなく、自転車用ヘルメットに関する安全性を示すマークが付されているものを選択するようにしましょう。
- (2) 消費者庁では、今般の措置命令及び本注意喚起と合わせて、「自転車用ヘルメットの外形上の主な注意点」を公表しています³。主な注意点については、これらに一つでも該当すれば、CEマークやSGマークの安全規格や安全基準を満たさないと考えられますので参考にしてください。
- (3) この機会にマークごとの特性を理解することも非常に有益です。例えば、SGマークとJCF公認／推奨マークを取得している製品の多くは、各認証等をした団体のウェブサイトで公表されており、個別製品の認証取得の有無を回答してくれます。購入時の参考にしましょう。
- (4) 製造事業者、輸入事業者や販売元が確かな製品を購入するようにしましょう。インターネット通販で購入する際は、万一不具合等が発生した時のために、国内

³ 消費者庁（令和6年12月12日）「自転車用ヘルメットにおける外形上の主な注意点」
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/040293/index.html>

の問合せ先が表示されている製品を選びましょう。

- (5) 自転車用ヘルメットは、自転車運転時の事故の際に頭部を保護するための製品です。視界の確保やヘルメットの機能が保てないと思われる製品は、選ばないようにしましょう。

5. 事業者の方へ

安全規格や安全基準を満たしたとするマークが付された自転車用ヘルメットを選んで購入する消費者は、安全の確保に第一義的な価値を置いていると考えられます。多くの事業者の方は、この価値を確実に提供するため、厳格なテストを経て商品を世に出しています。法令による規格基準でなかったとしても、安全の確保を第一に商品を選ぼうとする消費者に対し、正にその安全に関する表示を偽ることは、消費者を決定的に裏切る行為であり、決して許容されません。

また、安全性を含め、製品の長所を一般消費者に訴求するために品質や規格等の内容について積極的に表示を行う場合には、製造事業者や仕入先事業者の説明をうのみにするのではなく、当該表示の根拠となる情報をしっかりと確認する必要があります。詳細は、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（平成 26 年 11 月 14 日内閣府告示第 276 号）⁴を参照してください。

⁴ https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms216_220629_04.pdf

6. 参考

消費者庁「コラム Vol. 9 自転車運転の際は適正なヘルメットを正しくかぶろう！」
(令和6年5月23日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20240523/

東京都商品等安全対策協議会報告「自転車用ヘルメットの着用と安全な使用」(令和6年3月11日)

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anken/kyougikai/r5/report.html>

国民生活センター「自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された乗車用ヘルメットー安全性に係る規格等への適合状況と1歳未満の子どもの着用についてー」(令和5年7月12日)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230712_1.html

(一社)日本ヘルメット工業会「自転車用ヘルメット：自転車用ヘルメットの安全性について」(令和6年11月11日)

<https://www.youtube.com/watch?v=epw52JnJsro>

＜本件に関する問合せ先＞

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

URL : <https://www.caa.go.jp/>